

ながと創生テレワーク移住支援金

転職なき移住

地方創生テレワーク

東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に在住の方で、
テレワーク移住をする方を支援します！

30万円

単身世帯



50万円

2人以上世帯

18歳未満の世帯員が
帯同の場合（1人につき）
加算あり

50万円



T.e.g.o.長門市しごとセンター



ヤマネスタジアム俵山

<問い合わせ・申し込み>

長門市役所 企画政策課

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

☎ 0837-23-1229

✉ nagato-teiju@city.nagato.lg.jp

☯助成金額

- ・単身世帯 30 万円
- ・2人以上世帯 50 万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者に1人につき50万円を加算します。

☯対象世帯

次に掲げる「移住等に関する要件」を満たした上で、「テレワークに関する要件」に該当する方。

☯移住に関する要件

【移住元に関する要件】

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ① 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏（※）、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していた方
- ② 転入する直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していた方
- ③ ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の大学へ通学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

【移住先に関する要件】

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ① 令和5年4月1日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること。
- ③ 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

【その他の要件】

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 市税等の滞納がないこと。

☯テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ① 所属先企業から等の命令ではなく、自己の意思により移住した者であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））またはその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

☯申請方法等

転入後3ヶ月以上1年以内に申請してください。

様式は、企画政策課もしくは長門市ホームページよりダウンロードできます。